

砥部町排水施設管理取扱要綱

平成17年1月1日

砥部町告示第37号

(目的)

第1条 この告示は、砥部町が維持管理する排水施設(以下「施設」という。)の維持管理方法等を明確化することにより、生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(管理施設)

第2条 施設とは、宅地開発に伴い、新設及び改修された、雨水道管、汚水道管及び合流式下水道管とする。

(管理外施設)

第3条 管理外施設は、次に掲げるものをいう。

- (1) 水利組合が管理する用排水路
- (2) 部落が管理する排水施設
- (3) 管理施設以外の施設
- (4) し尿専用管

(施設管理担当課)

第4条 施設の管理を次のように定め、特殊な施設は、関係課長協議の上決定する。

- (1) 雨水道管は、建設課
- (2) 汚水道管は、町民課
- (3) 合流式下水道管は、町民課

(施設への接続許可)

第5条 宅地開発区域外からの接続は、許可しない。ただし、下流施設における能力その他諸条件を検討し、不都合がないと認めた場合は、許可することがあるが、生活排水(し尿を含む。)は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽で処理された排水とする。

(許可申請)

第6条 許可を受けようとする者は、管理排水施設接続許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について不都合がないと認めた場合は、管理排水施設接続許可書(様式第2号)を当該申請した者に交付する。

(その他)

第7条 この告示に定め難い特殊な事項については、町長と協議の上、決定する。なお、許可の変更、許可の表示、権利の譲渡又は承継、工事施工の方法、原状回復等については、砥部町道路占用規則(平成17年砥部町規則第108号)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町排水施設管理取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月2日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第106号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

管理排水施設接続許可申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名 印

次のとおり、砥部町管理排水施設に接続したいので申請します。

- 1 接続の場所 砥部町 番地先
- 2 接続の目的 雨水 汚水 合流水 (処理水 m3／日)
- 3 接続場所の種別
 - (1) 国 県 町 道 (路線名 線)
 - (2) その他
- 4 接続の構造 口径 mm
- 5 復旧方法
管理者の指示どおり
- 6 添付書類
 - (1) 位置図(S : 1／100～1／200)
 - (2) 平面図(S : 1／100～1／200)配管図
 - (3) 断面図(S : 1／100～1／200)
 - (4) 構造図(詳細の分かるもの)
 - (5) その他(管理者の指示するもの)

様式第2号（第6条関係）

砥部町指令 第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長

管理排水施設接続許可書

年 月 日付けで申請のあった砥部町管理排水施設接続許可申請について、下記条件を付して許可する。

記

- 1 許可場所
- 2 許可条件
- 3 留意事項